

年 月 日

大 阪 市 長 様

住所又は居所： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

生 年 月 日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

## 誓 約 書

私は、裏面「大阪市営住宅における適切な住宅管理に関する取組みについて」を熟読の上、以下の事項について、相違ないこと及び厳守することを誓約します。

1. 大阪市営住宅の使用許可に際し、使用申込者及び同居予定者の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。また、暴力団員に該当するか否かについて、必要がある場合、市が警察に対して照会することに同意いたします。もし、使用許可後に暴力団員であることが判明した場合、若しくは使用許可後に暴力団員となったことが判明した場合、又はその他使用許可内容に違反し大阪市及び第三者に損害を与えた場合は、市営住宅を直ちに退去いたします。
2. 住宅内、共同施設及び住宅敷地内での日常生活において大阪市営住宅条例を遵守し次に定める行為を行いません。
  - (1) 犬、猫等動物（迷惑な鳴き声を発するもの、他人に危害や迷惑をかけやすいもの等）の飼育行為
  - (2) 楽器やカラオケの演奏、大声、床又は壁等を叩く又は蹴ること等により、連続して又は断続的に騒音又は振動を起こす行為
  - (3) 生ごみ等不衛生な物を放置する行為
  - (4) 生活用品等私物を共用部分又は住宅敷地内に設置又は放置する行為
  - (5) 他の入居者に対して行う恫喝、脅迫、暴力等の行為
  - (6) 建物等の損壊、焼損又は水漏れ等を引き起こす行為
  - (7) 共益費負担の不履行により、他の入居者に余分な負担を余儀なくさせるなど、共益費負担の秩序を乱す行為
  - (8) その他市営住宅内の共同生活の維持を阻害する行為
3. 使用許可を受けた後は、使用申込者及び同居予定者の全員が当該使用許可を受けた市営住宅に速やかに生活の本拠を移すとともに、住民票を当該市営住宅に異動いたします。
4. 市営住宅の退去時には、家財等の動産をすべて撤去のうえ、使用中の故意又は過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗又は毀損した部分を復旧します。

## 大阪市営住宅における適切な住宅管理に関する取組みについて

### ○暴力団員排除について

本市では、国の公営住宅における暴力団排除の基本方針を踏まえ、市営住宅入居者等の生活の安全と平穏の確保、市営住宅制度への信頼確保のため、使用申込者及び同居予定者の全員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員。以下同じ）である場合も、使用許可をしないこととしております。そのため、市営住宅の使用申込みをされる方には、その者本人であること及び居所を確認するための書類等に加え、使用申込者及び同居予定者の全員が許可条件を遵守すること、及び暴力団員でないことの誓約書を提出していただきます。（必要に応じて暴力団員に該当するか否かについて警察に照会することがあります。）

### ○迷惑行為への対応について

市営住宅は多数の方が生活を営まれる共同住宅であることを踏まえ、一部の入居者による迷惑行為への対応措置を規定した「大阪市営住宅迷惑行為措置要綱」を制定し、市営住宅の適正な入居管理を図り、入居者の平穏な居住生活を守ることを住宅管理者としてサポートしていくこととしており、使用申込みをされる方には迷惑行為をしないことを誓約していただいております。

### ○退去時の原状回復について

退去時には、家財等の動産（自ら設置した浴槽・給湯器がある場合はこれを含む。）をすべて撤去のうえ、使用中の故意又は過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗又は毀損した部分を復旧する必要があります。

市営住宅の使用申込みをされる方には、上記の内容について誓約書を提出していただくこととしております。

誓約書については、趣旨をご理解いただき、記載のうえ、ご提出ください。